

児童扶養手当制度が8月1日から改正されました

母子家庭に対して支給されている児童扶養手当制度が平成14年8月から改正になりました。主な改正内容は次のとおりです。

①所得制限限度額と手当額の見直し

これまでは、受給者の収入に応じて、手当額が二段階（全部支給が月額42,370円、一部支給が28,350円）になっていましたが、8月1日からは全部支給、一部支給及び支給停止を決定する所得の限度額が変わるとともに、一部支給の手当額については、所得に応じて月額42,360円から10,000円まできめ細かく設定されます。

②所得の範囲等の見直し

児童扶養手当を請求する者が母親の場合には、所得の範囲について、次の見直しが行われます。

ア 母がその監護する児童の父から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等について、その金額の80%が所得として取り扱われることとなります。

イ 従来、収入から控除していた寡婦控除、寡婦特別加算は控除しないこととなります。また、請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除額が35万円から40万円に引き上げられます。

○母子福祉貸付金の活用

今回の児童扶養手当制度改正による生活への影響を考慮して、県で行っている母子福祉貸付金に新たに特例児童扶養資金が創設されました。

この資金は、現在、児童扶養手当を受給している方で、今回の改正により手当額が減額になった方を対象として、減額になった額の貸付を無利子で受けることができる制度です。

平成14年度児童扶養手当所得制限限度額表（平成14年8月以降）

（単位：円）

扶 養 親 族 等 の 数	本 人				孤 児 等 の 養 育 者 配 扶 養 義 務 者	
	全 部 支 給		一 部 支 給		収 入 額	所 得 額
	収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額		
0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

（注） 1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。

(1)本人の場合は、①老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき10万円 ②特定扶養親族 1 人につき15万円

(2)孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）6 万円

2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

お忘れなく 現況届の提出

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届を提出してください。現況届を提出しないと、手当が受けられなくなることがあります。

提出期間 児童扶養手当…8月1日(木)から8月30日(金)まで

特別児童扶養手当…8月12日(月)から9月10日(火)まで

問 合 せ 保健福祉課福祉係 ☎④1211